浄化槽を正しく使いましょう!

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を浄化するため、適正な管理が必要です。そのため、 浄化槽法では次のことが義務付けられています。

- ①定期的な保守点検
- ②年1回の清掃
- ③法定検査の受検(使用開始後及び年1回)

法定検査は、浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化槽機能が十分に発揮されているかを判定するもので、一般社団法人青森県浄化槽検査センターが行います。また、浄化槽の使用開始時や廃止時、所有者の変更時などには、むつ環境管理事務所への届出等が必要です。

【お問合せ】一般社団法人青森県浄化槽検査センター ☎017-726-9500 むつ環境管理事務所 ☎0175-33-1900

ごみ出しのルールを守りましょう!

各町内会をはじめ、地区において収集日でない日に、ごみの排出が見受けられます。このような行為は共同のごみステーション利用者の方へ迷惑をかけることになります。ごみの収集日程は、 広報と一緒に配布される村民カレンダーに掲載されていますのでご確認ください。

- 1)収集日の朝8時までに決められた場所に出しましょう。
- 2) 生ごみは水切りしてから出しましょう。
- 3)資源ごみ①缶・ビン・ペットボトルは軽く水ですすぎましょう。
- 4) 資源ごみ②紐で十字に縛って出しましょう。
- 5) 有害ごみは形状ごとに紐で縛り、電池等は透明なビニール袋等に入れて出しましょう。
- ※「佐井村家庭ごみ・資源ごみの分け方・出し方」のリーフレットがない方は、担当までお申し出ください。

地域別ゴミ収集日程表						
			資源ごみ①	資源ごみ②		
収集地区名	可燃 燃えるごみ	不燃 燃えないごみ	缶・ビン	新聞紙・チラシ 雑誌・ダンボール	有害 ごみ	粗大 ごみ
	///// C C C - 7/	//m/ 2 0.0 - 2 0 /	ペットボトル	紙パック・白色トレイ		
大佐井	毎週	毎月	毎週	毎月	毎月	
矢越・川目	月・木	第2・4水	水	第 2 ・ 4 火	第4火	
古佐井	毎週	毎月	毎週	毎月	毎月	全地区
原田	火・金	第2・4土	土	第 2 ・ 4 木	第4木	随時収集
磯谷・長後	毎週	毎月	毎週	毎月	毎月	
福浦・牛滝	水・土	第2・4金	金	第2・4月	第4月	

【お問合せ】住民・環境部門 品田・宮澤

火災予防条例が改正されました

平成26年8月1日より火災予防条例が改正されました。

1 催しで火気器具を使用する場合は消火器の準備が必要です。

縁日、花火大会その他多数の方が集合する催しで火気器具(ガス、電気、ガソリンなどを使用し、 火災の発生のおそれのある器具)を使用する場合は、消火器を設置しなければなりません。

2 火気器具などを使用する露店などを開設しようとする場合は?

縁日、花火大会その他多数の者の集合する催しで火気器具(ガス、電気、ガソリンなどを使用し火災の発生のおそれのある器具)を使用する露店などを開設する場合は、事前に消防署への届出が必要となります。

祭礼、縁日、花火大会などで火気を取り扱う際は、消火器の準備と届出が必要ですので、よろしくお願いします。

【お問合せ】佐井消防分署 予防係 担当:長島 ☎38-2266